

第1編 ごみ処理実施計画

第1 用語の意義

1 この計画において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活系ごみ(一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物)

ア 可燃ごみ

生ごみ、プラスチック類、ゴム・革製品、木くず(50cm以下)、音楽テープ及びCD・DVD等の可燃性のごみをいう。(不燃ごみ(資源)で取り扱われるペットボトル、資源物で取り扱われる新聞紙、雑誌、布類、段ボール、紙パック及び雑がみのうち汚損等により資源化されないものを含む。)

イ 不燃ごみ(資源)

カン類、ビン類及びペットボトルのごみ並びに使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下「小型家電リサイクル法」という。)に規定する使用済小型電子機器等(以下「小型家電」という。)をいう。

ウ 不燃ごみ(その他)

不燃性のごみ(金物類、陶磁器類、アルミ製品、ガラス類、自転車、スプリング入りのマットレス・ソファなど)のうち、不燃ごみ(資源)以外のものをいう。

エ 可燃粗大ごみ(燃える粗大ごみ)

可燃ごみのうち、一辺が50cmを超えるもの。(たんす、木製テーブル、カーペット、ふとん、大きな枝など)ただし、樹木については、1本の直径が15cm以内、長さが2m以内のものをいう。

オ 資源物

再生利用を目的として、紙類及び布類で再資源化事業者で資源化されるものをいう。

カ 有害ごみ(特別収集するごみ)

乾電池、廃蛍光管、水銀体温計・血圧計等、鏡をいう。

(2) 事業系ごみ(事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物)

ア 可燃ごみ

事業活動に伴って生じる主に可燃性の廃棄物で産業廃棄物以外の紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿及び動物の死体等で、第5・2・(1)・アで規定する施設で焼却するものをいう。

イ 資源ごみ

事業活動に伴って生じる産業廃棄物以外のもので、第5・2・(2)・イで規定する彩の国資源循環工場(以下「資源循環工場」という。)内の資源化等施設及び第5・2・(2)・ウに規定する町外の資源化等施設において資源化を目的に処理される可燃ごみ以外のものをいう。

(3) 集団資源回収物

一般家庭の日常生活から排出される廃棄物の中で再利用できるものとして、町民で組織される営利を目的としない団体が回収する次のものをいう。

区分	種類	品目
集団資源回収物	紙類	新聞紙、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック(アルミニウムが利用されているものを除く。)など
	金属類	空き缶、鉄くず、金属くずなど
	布類	上着、下着、タオルなどでフリース(化繊類)、ニット(編み物)、ダウン(羽毛)を除く。
	ビン類	ビール、酒などのリターナブルビン

(4) 処理できないごみ(町で収集しないごみ)

産業廃棄物、事業系ごみ、生活系ごみのうち町で収集及び運搬が困難なもの、第5・2で定め

る町のごみを処理する施設の機能に著しく支障をきたすおそれ又は機能上処理できないもの及び特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に規定する特定家庭用機器で次に掲げるものをいう。

区 分	種 類	品 目
処理できないごみ (町で収集しないごみ)	自動車、バイク及びその部品	自動車、バイクのほか、マフラー、バンパー、シート、オイルフィルター、バッテリー、タイヤなど
	建築廃材	新築、リフォーム、解体等の現場で発生する石、土、レンガ、コンクリート、石膏ボード、物置、サッシ、網戸、流し台、洗面台、畳、木材、など（個人でリフォーム、解体等を行い発生させたものを含む。）
	農業系廃棄物	農機具（部品含む）、農業用ビニール、パイプ支柱、ポリエチレンフィルム、農薬など
	その他	ボイラー、モーター、ポンプ類、工業用ミシン、ピアノ、火薬類、毒劇物、医療器具、焼却灰、金属粉など
	家電リサイクル法対象品目	テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫
	事業活動により生じるごみ	事務所、飲食店、商店、工場などから出るごみ

第2 ごみの発生量及び処理量の見込み（法第6条第2項第1号関係）

生活系ごみ及び事業系ごみについて、第5・2・(1)で定める大里広域市町村圏組合立処理施設（以下「組合施設」という。）及び第5・2・(2)で定める民間処理施設に、町民及び事業者並びに町の委託業者及び寄居町一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「収集運搬許可業者」という。）が運搬するごみの量の合計とする。

（生活系ごみ・事業系ごみ）

区 分	種 類	年間発生・処理量 (t/年)			
		直 接 ^{※1}	収 集 ^{※2}	合 計	
生活系ごみ	可燃ごみ	595.6	6294.0	6,889.6	
	可燃粗大ごみ				
	不燃ごみ（資源）	カン類	0.7	56.4	57.1
		ビン類	1.4	210.5	211.9
		ペットボトル	0.2	89.6	89.8
		小型家電	2.5	41.4	43.9
	不燃ごみ（その他）	10.6	205.2	215.8	
	有害ごみ	乾電池	2.0	5.3	7.3
		廃蛍光管	0.1	2.1	2.2
		鏡、水銀体温計等	0.1	2.7	2.8
	小計	613.2	6,907.2	7,520.4	
事業系ごみ	可燃ごみ	297.3	996	1,293.3	
	資源ごみ	100.0	122.4	222.4	
	小計	397.3	1,118.4	1515.7	
	合計	1,010.5	8,025.6	9,036.1	

注 ^{※1} 直接：町民及び事業者が処理施設（町が設置する不燃ごみ引取所及び町が実施する有害ごみ臨時回収場所への持込を含む。）へ持ち込むことをいう。

^{※2} 収集：町（町の委託業者を含む。）及び収集運搬許可業者により、処理施設へ運搬することをいう。

（資源物）

区 分	種 類	年間発生（収集）量 (t/年)
資源物	ダンボール	118.4
	新聞紙	109.0
	雑誌	81.8
	雑がみ	14.7
	紙パック	1.5
	布類	29.0
	合計	354.4

第3 ごみの減量化・資源化の促進計画 (法第6条第2項第2号関係)

1 ごみ減量化・資源化の施策

(1) ごみ減量意識の啓発

町民に対しては、ごみの減量及び分別の徹底等の意識啓発を図るとともに、リサイクル活動推進奨励金事業の積極的な活用の呼びかけ及びフリーマーケットの開催等、ごみの減量及び資源の有効利用の推進を図る。

排出事業者に対しては、ごみの発生を抑制し、減量化、資源化及び適正処理等に必要な措置を講ずるよう指導する。

(2) 町民に対する広報・啓発活動

「ごみの分別と出し方」や「広報よりい」「ごみ分別アプリ」等により、ごみの減量化、資源化、適正処理等について町民の協力を求める。

(3) 事業者に対する広報・啓発活動

広報よりい、町のホームページ及び訪問等により、商店、サービス業等の事業者を対象に事業系ごみの適正処理等の徹底を図る。

(4) 容器包装リサイクル法への対応

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条第1項に基づき令和元年6月に策定した寄居町分別収集計画により、次のとおり行うものとする。

種 類		対 応		
容器包装廃棄物	金属	アルミ	町で分別収集し、大里広域クリーンセンターで選別、圧縮、保管を行う。	
		スチール		
	ガラス	無色		
		茶色		
		その他の色		
	紙	紙パック		町で分別収集し、古紙問屋等へ売却を行う。
		段ボール		
		その他の紙製容器包装		
	プラスチック	PETボトル		町で分別収集し、大里広域クリーンセンターで選別、圧縮、保管を行う。
		その他のプラスチック製容器包装		

※ 上記容器包装廃棄物のうち金属、ガラスとしてのリターナブルビン及び紙については、住民団体の集団回収においても回収し、選別、保管等は民間業者が行う。

(5) 家電リサイクル法への対応

家電リサイクル法の趣旨に基づき、家電リサイクル法に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物（以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）となる次のものについては、製造業者のもとで適正に再商品化されるよう、町民に十分な広報・周知活動を行うこととし、町による収集運搬は行わない。

なお、特定家庭用機器一般廃棄物の収集運搬については、搬入先自治体の了解を得られた場合に限り収集運搬許可業者に対し運搬先として認めていく。

種 類	品 目
特定家庭用機器一般廃棄物	エアコン
	冷蔵庫・冷凍庫
	テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）
	洗濯機・衣類乾燥機

(6) 小型家電リサイクル法への対応

小型家電リサイクル法に基づき、小型家電を分別して収集し、大里広域市町村圏組合の指定する場所へ運搬する。

(7) 資源有効利用促進法への対応

資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に規定する指定再資源化製品が一般廃棄物になったもの（以下「指定再資源化製品一般廃棄物」という。）であって、指定再資源化事業者による自主的な回収及び再資源化の制度が確立されていると認められる次のものについては、その仕組みが実効的に機能するよう、町民に対し十分な広報・周知活動を行う。

種 類	品 目
指定再資源化製品一般廃棄物	パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）

(8) 食品廃棄物（事業系ごみ）のリサイクルの推進

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）に基づき、事業者から排出される食品循環資源については、食品リサイクル法第11条第1項で規定する町内の登録再生利用事業者での再生利用を推進していくものとし、これにより、収集運搬許可業者等の運搬先として認めていく。

なお、町外の登録再生利用事業者で処分を行う場合は、食品リサイクル法で規定する食品関連事業者から排出される食品循環資源に限り、処分先の自治体の了解を得られた場合に限り運搬先として認める。

(9) 木質系廃棄物（事業系ごみ）のリサイクルの推進

町内から多量に排出されるせん定枝、刈草及び組合施設での処理が困難な根、株、幹並びに大型木製品類等の木質系廃棄物については、組合施設の処理負担軽減、適正処理体制の確保及びリサイクルの推進のため、寄居町一般廃棄物処分業許可業者（以下「処分許可業者」という。）による処分を推進して行くものとし、これにより、収集運搬許可業者等の運搬先として認めていく。

なお、特殊な大型木製品類等について、町外の一般廃棄物中間処理施設において処分しなければならないときは、処分先の自治体の了解を得られた場合に限り運搬先として認める。

(10) 処理できないごみ（適正処理困難物）の処理体制の確保

一般家庭から排出され、組合施設で処理できないごみについて、適正処理体制の確保及びリサイクル促進のため、収集運搬許可業者及び処分許可業者による処理を認めていく。

2 資源化の方法及び量

(1) 町による資源回収

種 類	町回収 (t/年)	資源化の方法	
紙類	ダンボール	118.4	古紙問屋へ売却等
	新聞紙	109.0	
	雑誌	81.8	
	雑がみ	14.7	
	紙パック	1.5	
	小計	325.4	
布類	29.0	再資源化事業者へ売却等	
有害ごみ	乾電池	7.3	水銀廃棄物の適正処理、再資源化事業者へ処理委託
	廃蛍光灯	2.2	
	鏡、水銀体温計等	2.8	
	小計	12.3	
合 計	366.7		

(2) 集団資源回収

種 類	集団回収 (t/年)	資源化の方法
カン	11.2	再資源化事業者へ売却
ビン類(生ビン)	0.3	
紙類	258.6	古紙問屋へ売却
雑がみ	13.9	
布類	10.0	再資源化事業者へ売却
合 計	294.0	

第4 収集運搬計画 (法第6条第2項第3号、第4号関係)

1 分別収集計画

(1) 収集区域の範囲

寄居町全域とする。

(2) 分別区分及び排出方法

ア 生活系ごみ

区分	種類	主な品目	排出方法等	収集頻度	排出場所
生活系ごみ	可燃ごみ	生ごみ、プラスチック類、ゴム・革製品、木くず(50cm以下)、音楽テープ、CD・DVDなど	○透明袋 ○半透明袋 ○レジ袋(透明・半透明に限る)	週2回	○可燃ごみ集積所
	不燃ごみ(資源)	カン類(飲料用・食品用のカン類)	○透明袋	月2回	○不燃ごみ集積所 ○不燃ごみ引取所
		ビン類(飲料用・食品用のビン類)、ペットボトル			
	小型家電(家電リサイクル法対象品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫の4品目を除く))				
	不燃ごみ(その他)	その他(金物類、陶磁器類、アルミ製品、ガラス類(化粧ビン、ガラス、電球など)、その他の大型のもの(自転車、スプリング入りマットレス・ソファなど))	○端子等はビニールテープ等で絶縁し、透明袋	随時	○役場窓口
		リチウムイオン電池等の充電式電池およびそれらを含む小型充電式製品			
	資源物	新聞紙	○ひもで束ねる。 ○新聞は、紙袋でも可	月1回	○可燃ごみ集積所
		雑誌			
		布類			
		段ボール			
紙パック					
雑がみ					
可燃粗大ごみ(燃える粗大ごみ)	木製たんす、引き出し、木製テーブル、椅子、カーペット、ござ等の敷物、ふとん、木くず(1本の直径15cm以内、長さ2m以内)など	○金属類等の不燃ごみ等は取り外す	月1回	●指定場所	
有害ごみ(特別収集するごみ)	乾電池・ボタン電池	○透明袋	年4回	●指定場所	
	丸・棒型蛍光管、電球型蛍光管 鏡、水銀体温計・血圧計等				
処理できないごみ	特定家庭用機器一般廃棄物	エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	○家電小売業者に引き取りを依頼 ○町民自ら指定引取所へ搬入 ○収集運搬許可業者に処理を委託	収集なし	-
	指定再資源化製品一般廃棄物	パソコン(PC)(デスクトップPC本体、ノートブックPC、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ一体型PC、液晶ディスプレイ一体型PC)	○PC製造者又は自ら輸入したものを販売する業者に回収を依頼する。回収するメーカー等がない場合は「一般社団法人パソコン3R推進協会」に回収を依頼 ※個人情報を完全消去した場合は、不燃ごみ(資源)の小型家電で排出可		

		自動二輪車	オートバイ (原動機付自転車を含む)	○国内二輪車製造者等の取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引き取窓口」に引取りを依頼		
		消火器	消火器	○消火器製造者の取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づき特定窓口、指定引取場所及びゆうパックにより引取りを依頼		
		建築廃棄物	事業に伴わない自ら建築物等を取壊したり、リフォーム等をして生じた建築廃棄物(畳も含む。)	○民間処理施設に直接搬入 ○収集運搬許可業者に処理を委託 ※江南清掃センターに直接搬入(畳に限る。)		
		多量ごみ	引越し、庭木のせん定などにより一時的に多量に出るごみ	○可燃ごみのみ組合施設への直接搬入 ○民間処理施設に直接搬入 ○収集運搬許可業者に処理を委託		
		在宅医療廃棄物	注射器や注射針等の鋭利なもの、感染性の危険が高いと判断されるもの、使い残して不要となった医薬品類	○提供を受けた医療機関又は薬局へ返却 ○民間処理施設に直接搬入 ○収集運搬許可業者に処理を委託		
		その他のごみ	上記以外のごみ	○製造者、購入店舗、一般廃棄物処理業許可業者等に相談して適正に処理		

イ 事業系ごみ

区分	種類	主な品目	排出方法等	収集頻度	排出場所	
事業系ごみ	可燃ごみ	紙くず	OA用紙、カーボン紙、カタログ、紙コップ、紙袋、雑誌、新聞紙、写真、ダンボール、伝票類、封筒など	○組合施設に直接搬入 ○収集運搬許可業者に処理を委託	収集なし	—
		木くず	板類、材木、植木、木箱、木製割り箸、木製家具、木の枝、木くず、仏壇、神棚、木製玩具など			
		繊維くず	作業・事務服等の衣類(綿・毛等の天然繊維)、軍手、雑巾、タオル、布団、布おむつ、布くず、布テープなど			
		動植物性残さ	除草後の草、落ち葉、食堂の残飯、弁当の食べ残し、竹製割り箸、革製品、野菜くず、生花、食品くずなど			
		その他のごみ	動物のふん尿、動物の死体、紙おむつ、町が認める公衆の場所に設置さ			

		れたごみ容器内のごみなど			
資源ごみ	紙くず	OA用紙、カーボン紙、カタログ、紙コップ、紙袋、雑誌、新聞紙、写真、ダンボール、伝票類、封筒など	○民間処理施設に直接搬入 ○収集運搬許可業者に処理を委託	収集なし	—
	木くず	板類、材木、植木、木箱、木製割り箸、木製家具、木の枝、木くず、仏壇、神棚、木製玩具など			
	繊維くず	作業・事務服等の衣類（綿・毛等の天然繊維）、軍手、雑巾、タオル、布団、布おむつ、布くず、布テープなど			
	動植物性残さ	除草後の草、落ち葉、食堂の残飯、弁当の食べ残し、竹製割り箸、革製品、野菜くず、生花、食品くずなど			
	食品循環資源	食品リサイクル法に規定される食品関連事業者が排出する食品廃棄物のうち有用なもの			
	動物のふん尿	研究所等の実験用動物、一般の企業等で飼育されたペット、ペットショップのペット用動物等のふん尿など			
	動物の死体	研究所等の実験用動物、一般の企業等で飼育されたペット、ペットショップのペット用動物等の死体など			
	焼却灰	民間の一般廃棄物処理施設（焼却施設）で一般廃棄物を処理し廃棄物となったもの			
	ばいじん	民間の一般廃棄物処理施設（焼却施設）で一般廃棄物を処理し廃棄物となったもの			
	汚泥	民間の一般廃棄物処理施設（水処理施設等）で一般廃棄物を処理し廃棄物となったもの			
その他	上記以外の一般廃棄物として取り扱われる廃棄物				
医療廃棄物	病理廃棄物、感染性のある脱脂綿、包帯など	○一般廃棄物処理業許可業者に処理を委託 ○特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）を取り扱	収集なし	—	

			える場合に限る。)の許可を受けている業者に処理を委託		
--	--	--	----------------------------	--	--

(3) 集積所における収集日及び収集開始時刻

ア 収集日

地区ごとに定めた曜日に収集を行う。各地区の収集日は「ごみの分別と出し方」、「広報よりい」及び「ごみ分別アプリ」に記載のとおりとする。

イ 収集開始時間

原則として、午前8時30分からとする。

(4) 不燃ごみ引取所

ア 引取日及び受付時間

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く。）の午前8時30分から午後4時30分

イ 引取場所

町の委託を受けた不燃ごみ引取所運営者の事業所敷地内
（寄居町大字桜沢1028番地1 益榮商事株式会社敷地内）

ウ 利用方法

事前に電話予約を行い、本計画に基づく排出方法により町民が引取場所へ運搬し、身分証明書を提示したうえで、書面による申し出を行い不燃ごみを引き渡す。

(5) ふれあい収集

ごみ集積所への排出が困難な一定の要件を満たす高齢者及び障害者の世帯を対象とし、可燃ごみ及び不燃ごみについて、週1回の戸別訪問による収集及び運搬を行う。

(6) 排出禁止物の種類

一般廃棄物のうち、収集・運搬時及び組合施設の機能に著しく支障をきたすおそれのある次に掲げるものは、排出禁止物とする。

区分	種類
排出禁止物	有害性のあるもの
	危険性のあるもの
	引火性のあるもの
	著しく悪臭を放つもの
	産業廃棄物及び特別管理一般・産業廃棄物
	その他、組合施設で処理できないもの

2 収集・運搬の実施主体（法第6条第2項第4号関係）

(1) 生活系ごみ

区分	種類	実施主体	
生活系ごみ	可燃ごみ	○町(委託) 2者 川北地区：益榮商事(株)、川南地区：寄居衛生(有) ○町民	
	不燃ごみ		
	資源物	○町(委託) 1者 全地区：益榮商事(株)	
	可燃粗大ごみ(燃える粗大ごみ)	○町(委託) 1者 全地区：益榮商事(株) ○町民	
	有害ごみ(特別収集するごみ)	○町(委託) 1者 全地区：益榮商事(株)	
	処理できないごみ	特定家庭用機器一般廃棄物	○家電小売店 ○町民 ○収集運搬許可業者
		建築廃棄物	
		多量ごみ	
在宅医療廃棄物			
その他のごみ	○製造業者 ○収集運搬許可業者 ○町民等		

(2) 事業系ごみ

区分	種類	実施主体	
事業系ごみ	可燃ごみ	○収集運搬許可業者 ○事業者	
			紙くず
			木くず
			繊維くず
			動植物性残さ
	その他のごみ		
	資源ごみ		紙くず
			木くず
			繊維くず
			動植物性残さ
			食品循環資源
			動物のふん尿
			動物の死体
			焼却灰
			ばいじん
汚泥			
その他のごみ			
医療廃棄物			

3 一般廃棄物収集運搬業

(1) 収集運搬許可業者

No.	名称	営業所所在地	事業の範囲（業の区分）
1	村上産業株式会社	群馬県前橋市城東町四丁目 23 番 2 号	運搬（荷卸しに限る。）
2	株式会社サニタリーセンター 新井工場	埼玉県本庄市新井 788 番地	収集・運搬（積替え保管を除く。）
3	株式会社フォレスト	埼玉県熊谷市大字三ヶ尻 3581 番地 1	収集・運搬（積替え保管を除く。）
4	丸高産業株式会社	埼玉県深谷市岡部 2195 番地 5	収集・運搬（積替え保管を除く。）
5	株式会社勤労衛生	埼玉県和光市下新倉六丁目 13 番 15 号	運搬（荷卸しに限る。）
6	株式会社吉野清掃	東京都府中市多磨町二丁目 37 番地 1	運搬（荷卸しに限る。）
7	片山商事株式会社	埼玉県朝霞市栄町五丁目 6 番 19 号	運搬（荷卸しに限る。）
8	合同会社ジャンプクリーン サービス	埼玉県深谷市岡部 2039 番地 1	収集・運搬（積替え保管を除く。）
9	有限会社埼玉グローバル産業	埼玉県秩父郡長瀬町大字岩田 44 番地	収集・運搬（積替え保管を除く。）
10	株式会社木下フレンド本社	埼玉県所沢市東所沢三丁目 1 番地 10 号	運搬（荷卸しに限る。）
11	永田紙業株式会社	埼玉県深谷市長在家 198 番地	収集・運搬（積替え保管を除く。）
12	有限会社北仲商事本店	埼玉県大里郡寄居町大字折原 59 番地	収集・運搬（積替え保管を除く。）
13	益榮商事株式会社	埼玉県大里郡寄居町大字桜沢 1028 番地 1	収集・運搬（積替え保管を含む。）
14	相模原紙業株式会社	神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目 18 番 15 号	運搬（荷卸しに限る。）
15	株式会社環境サービス	埼玉県比企郡小川町大字角山 1045 番地	収集・運搬（積替え保管を除く。）
16	寄居衛生有限会社	埼玉県大里郡寄居町大字鉢形 1738 番地 2	収集・運搬（積替え保管を除く。）
17	株式会社大野生研工業	埼玉県熊谷市下川上 1568 番地 11	収集・運搬（積替え保管を除く。）
18	株式会社埼玉錫商	埼玉県羽生市上新郷 1838 番地の 25	運搬（荷卸しに限る。）
19	株式会社群成舎	群馬県高崎市上並榎町 129 番地の 1	運搬（荷卸しに限る。）
20	新埼玉環境センター株式会社	埼玉県比企郡嵐山町大字志賀 432 番地 3	収集・運搬（積替え保管を除く。）
21	有限会社大屋産業	埼玉県深谷市折之口 275 番地 3	収集・運搬（積替え保管を除く。）
22	光陽産業株式会社	静岡県藤枝市稲川一丁目 3 番 21 号	運搬（荷卸しに限る。）
23	藤谷産業株式会社	東京都西多摩郡日の出町大字平井 969 番 地	運搬（荷卸しに限る。）
24	有限会社太盛	埼玉県さいたま市大宮区榎引町一丁目 381 番地	運搬（荷卸しに限る。）
25	株式会社山田商会	埼玉県川越市大塚二丁目 27 番地 15	運搬（荷卸しに限る。）
26	株式会社誠進クリーン	埼玉県戸田市喜沢二丁目 9 番地 63	運搬（荷卸しに限る。）
27	株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195 番地の 1	運搬（荷卸しに限る。）
28	中電興産株式会社	茨城県鹿嶋市大字光 4 番地	収集・運搬（積替え保管を除く。）
29	株式会社ぐんま東庄	群馬県高崎市寺尾町 2312 番地 8	収集・運搬（積替え保管を除く。）
30	クリーンシステム株式会社 秋ヶ瀬営業所	埼玉県さいたま市桜区道場三丁目 27 番 20 号	収集・運搬（積替え保管を除く。）
31	有限会社ノグチ	埼玉県熊谷市肥塚 1206 番地 6	収集・運搬（積替え保管を除く。）
32	太誠産業株式会社	東京都豊島区南池袋三丁目 14 番 11 号	運搬（荷卸しに限る。）

33	クリーン 트레이ディング 赤城産業株式会社	埼玉県本庄市東台四丁目7番26号	収集・運搬(積替え保管を除く。)
34	株式会社ヤマキ	埼玉県熊谷市三ヶ尻字新山3884番地	収集・運搬(積替え保管を除く。)
35	ジャパンクリーンテック 株式会社	千葉県市原市惣社一丁目1番地22	運搬(荷卸しに限る。)
36	株式会社田邊商店	東京都立川市一番町五丁目5番地の1	運搬(荷卸しに限る。)
37	高野産業株式会社	山梨県韮崎市下祖母石2278番地	運搬(荷卸しに限る。)
38	志賀興業株式会社	東京都三鷹市新川4-1-11	運搬(荷卸しに限る。)
39	株式会社葵環境開発	東京都立川市泉町935番地の27 236号棟202	運搬(荷卸しに限る。)
40	宇都宮文化センター株式会社	栃木県宇都宮市江曾島町2070番地	運搬(荷卸しに限る。)
41	比留間運送株式会社総務・ 営業事務所	東京都武蔵野市中央二丁目133番地の1	運搬(荷卸しに限る。)
42	株式会社荒川クリーンライフ	栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽928番地	運搬(荷卸しに限る。)
43	株式会社エコ計画	埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目2番 20号 エコ計画浦和ビル	収集・運搬(積替え保管を除く。)
44	有限会社青木商店	神奈川県平塚市中堂15番12号	運搬(荷卸しに限る。)
45	日本管財株式会社埼玉支店	埼玉県さいたま市大宮区宮町2丁目35 番地 大宮MTビル5階	収集・運搬(積替え保管を除く。)
46	有限会社石井商店	埼玉県北本市高尾7丁目63番地	運搬(荷卸しに限る。)
47	有限会社古川新興	東京都府中市是政三丁目65番地の1	運搬(荷卸しに限る。)
48	新井運送株式会社皆野営業所	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野90-1	収集・運搬(積替え保管を除く。)
49	株式会社新栄	埼玉県秩父市中村町四丁目2番11号	運搬(荷卸しに限る。)
50	株式会社リサイクル事業団	埼玉県吉川市大字加藤629番地1	運搬(荷卸しに限る。)
51	有限会社原島組	東京都昭島市中神町一丁目14番6号	運搬(荷卸しに限る。)
52	株式会社環境システムサービ ス	東京都八王子市横川町1076番地	収集・運搬(積替え保管を除く。)
53	株式会社まごころ清掃社	東京都八王子市長房町126番地の2	運搬(荷卸しに限る。)
54	株式会社アイル・クリーンテ ック寄居工場	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328番地	運搬(荷卸しに限る。)
55	株式会社加藤商事	東京都狛江市東野川二丁目14番2号	運搬(荷卸しに限る。)
56	斎藤商事株式会社瑞穂営業所	東京都西多摩郡瑞穂町南平二丁目8番地 10	運搬(荷卸しに限る。)
57	株式会社エス・イーティ	埼玉県所沢市東所沢和田二丁目32番地5	運搬(荷卸しに限る。)
58	株式会社春江	東京都江戸川区松江四丁目24番10号	運搬(荷卸しに限る。)
59	株式会社アドバンティク・レ ヒューズ	群馬県前橋市泉沢町1250番地16	運搬(荷卸しに限る。)
60	昭和建設株式会社	東京都府中市八幡町一丁目17番14	運搬(荷卸しに限る。)
61	株式会社クリーンネス藤原	埼玉県日高市大字田波目581番地3	運搬(荷卸しに限る。)

(2) 収集運搬業の許可方針

ア 町内の収集・運搬業の許可

寄居町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「基本計画」という。)での事業系ごみの見通しは、令和9年度までの推計を平成30年度の実績値から3.7t/日と見込んでいる。

令和7年度の事業系ごみ(可燃ごみ)の見込値は、基本計画の推計より少ない3.5t/日となっており、事業系ごみの排出量が既存許可業者の収集運搬能力を超えていることは認められない。

以上のことから、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、町内の需給の均衡及びその変動による既存許可業者の事業への影響を適切に考慮し、令和8年度内における新規の許可は行わない。ただし、排出事業者から排出されるごみ質や排出形態等の特殊性により、既存許可業者による収集及び運搬が困難な場合はこの限りでない。

更新許可は、排出事業者から継続的に処理を委託されることが明らかな場合に限り、第4・2・(2)で規定する一般廃棄物の種類ごとに許可を行うものとする。

なお、収集・運搬許可業者で積替え保管施設を有する者に限り、生活系ごみの許可を第4・2・(1)で規定する一般廃棄物の種類ごとに許可を行うものとする。

イ 運搬業(荷卸し)の許可

排出元の市町村等からの市町村間協議で、寄居町が処理等を認めたものに限り、運搬(荷卸し)先及び第4・2・(1)及び(2)で規定する一般廃棄物の種類ごとに許可するものとする。

第5 中間処理計画 (法第6条第2項第4号関係)

1 中間処理の実施主体及び処理方法

(1) 生活系ごみ

区分	種類	実施主体	処理方法	
生活系ごみ	可燃ごみ	○大里広域市町村圏組合	焼却	
	不燃ごみ(資源)	○大里広域市町村圏組合	破碎・圧縮・資源化	
	不燃ごみ(その他)			
	資源物	○資源回収業者 ○再資源化業者等	売却	
	可燃粗大ごみ(燃える粗大ごみ)	○大里広域市町村圏組合	破碎・焼却	
	有害ごみ(特別収集するごみ)	○町(委託)	選別・破碎・焼却・資源化	
	処理できないごみ	特定家庭用機器一般廃棄物	○家電メーカー等	家電リサイクル法に基づき指定引取場所へ搬入
		建築廃棄物(建設業に伴わないもの)	○処分許可業者	資源化
		多量ごみ	○大里広域市町村圏組合	焼却(可燃ごみのみ)
		在宅医療廃棄物	○処分許可業者	資源化
	その他のごみ			

(2) 事業系ごみ

区分	種類	実施主体	処理方法	処理方法
事業系ごみ	可燃ごみ	紙くず	○大里広域市町村圏組合 ○処分許可業者	焼却・資源化
		木くず		
		繊維くず		
		動植物性残さ		
		その他のごみ		
	資源ごみ	紙くず	○処分許可業者	資源化
		木くず		
		繊維くず		
		動植物性残さ		
		食品循環資源		
		動物のふん尿		
		動物の死体		
		焼却灰		
		ばいじん		
		汚泥		
その他のごみ				
医療廃棄物				

2 町のごみを処理する施設

(1) 組合施設

ア 焼却施設

施設名及び所在地	処理方式	処理能力	一般廃棄物の種類		搬入者
江南清掃センター 熊谷市千代9番地	全連続燃焼式 (ストカ方式)	100 t / 日 (50 t / 24 h × 2 炉)	生活系	●可燃ごみ ●可燃粗大ごみ	○町(委託) ○町民
			事業系	●可燃ごみ	
深谷清掃センター 深谷市榎合750番地	全連続燃焼式 (ストカ方式)	120 t / 日 (60 t / 24 h × 2 炉)	生活系	●可燃ごみ ●可燃粗大ごみ	○町(委託) ○町民
熊谷衛生センター第1工場 熊谷市西別府583番地1	全連続燃焼式 (ストカ方式)	140 t / 日 (70 t / 24 h × 2 炉)	生活系	●可燃ごみ ●可燃粗大ごみ	○町民
熊谷衛生センター第2工場 熊谷市西別府583番地1		180 t / 日 (90 t / 24 h × 2 炉)			

イ 不燃ごみ処理施設

施設名及び所在地	処理方式	処理能力	一般廃棄物の種類		搬入者
大里広域クリーンセンター 熊谷市大麻生200番地2	横型回転式	破砕60 t / 日(5h) 前処理38.7t / 日(5h)	生活系	●不燃ごみ	○町(委託)

ウ ペットボトル減容化施設

施設名及び所在地	処理方法	処理能力	一般廃棄物の種類		搬入者
大里広域クリーンセンター 熊谷市大麻生200番地2	手選別・圧縮	4.0 t / 日(5h)	生活系	●ペットボトル	○町(委託)

(2) 民間処理施設

ア 町が委託する処理施設

施設名及び所在地	処理方法	処理能力	一般廃棄物の種類		搬入者
㈱ウム・ヴェルト・ジャパン 寄居町大字三ヶ山330番地1	破砕加熱処理	11 t / 日(24時間)	生活系	●有害ごみ (丸・棒型蛍光管、 電球型蛍光管)	○町(委託)
野村興産㈱イトム力鉱業所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1	分別・資源化 処理	100.8 t / 日	生活系	●有害ごみ (乾電池・ボタン 電池、鏡、水銀体 温計等)	

イ 資源循環工場内資源化等施設

施設名・所在地	施設の種類・能力	一般廃棄物の種類 (施設設置許可)	資源化方法	搬入者
オリックス資源循環㈱ 寄居工場 寄居町大字三ヶ山313 番地	(13) ごみ処理施設 ◎焼却施設(ガス化改質方式) 450t/日(24H)	(13) ごみ処理施設 可燃ごみ及び不燃 ごみ	○サーマルサイクル (燃料ガス、 熔融スラグ)	●収集 運搬許 可業者 ●事業 者
オリックス資源循環㈱ 寄居バイオガスプラント 寄居町大字西ノ入3050 番地23	(37) ごみ処理施設 ◎乾式メタン発酵施設 77.12t/日(24H)	(37) ごみ処理施設 生活系一般廃棄 物、事業系一般廃 棄物(可燃性のみ)	○乾式メタ ン発酵(燃料 ガス)	
㈱エコ計画 寄居町大字三ヶ山262 番地	(14) ごみ処理施設 ◎焼却施設 90t/日(24H) ◎圧縮施設 35t/日(8H) ◎破砕・減容施設 10t/日(8H) ◎破砕施設 30t/日(8H) ◎破砕選別施設 8.88t/日(8H) (22) ごみ処理施設 ◎乾燥施設 120t/日(24H) (32) ごみ処理施設 ◎焼却施設 90t/日(24H) ◎乾燥施設 60t/日(24H)	(14) ごみ処理施設 家庭系及び事業系 一般廃棄物 (22) ごみ処理施設 し尿処理汚泥 (32) ごみ処理施設 家庭系及び事業系 一般廃棄物、し尿 処理汚泥、焼却灰 (再生利用可能な ものに限る。)、感 染性一般廃棄物	○総合リサ イクル (肥料、R P F 固形燃料)	●収集 運搬許 可業者 ●事業 者 ●町民

(株)環境サービス 寄居町大字三ヶ山 363 番地 1	(15) ゴミ処理施設 ◎一次破碎施設 44t/日 (20H) ◎破碎減容施設 26.4t/日 (22H)	紙ゴミ、粗大ゴミ、 プラスチック類、 紙くず、木くず	ORPF 製 造リサイク ル (固形化燃 料)	● 収集運搬許可業者 ● 事業者
(株)アイル・クリーンテック 寄居町大字三ヶ山 328 番地	(12) ゴミ処理施設 ◎堆肥化施設 108t/日 ◎堆肥化施設 30t/日	混合ゴミ (食品残 さ、選定枝、刈草)	○生ゴミ・食 品リサイク ル (堆肥)	
ツネイシカムテックス (株) 寄居町大字三ヶ山 250 番地 1	(17) ゴミ処理施設 ◎破碎選別施設 364.8t/日 (24H) ◎焼成施設 316.52t/日 (24H) ◎粉碎施設 211.88t/日 (16H) ◎造粒施設 206.4t/日 (16H) ◎選別施設 2,640t/日 (24H)	焼却灰及びばいじ ん	○焼却灰リ サイクル (人口砂)	
よりのコンポスト(株) 寄居町大字三ヶ山 352 番地	(16) ゴミ処理施設 ◎発酵堆肥化施設 200 t /日	汚泥、食品廃棄物	○汚泥リサ イクル (有機肥料)	
(株)ウム・ヴェルト・ジャ パン 寄居町大字三ヶ山 330 番地 1	(18) ゴミ処理施設 ◎水銀回収 (破碎加熱処理) 11 t /日 (24H)	廃蛍光管	○蛍光管リ サイクル (ガラス、金 属)	● 町民

ウ 町外民間処理施設

施設名・所在地	一般廃棄物の種類		運搬(処理)量	処理方式	搬入者
(株)サニタリーセンター 本庄市新井字川原 788 番地 3	事業系	食品循環資源	50.4 t /年	○発酵、堆肥化	● 収集運搬許可業者
亀井産業(株) 熊谷市大字三ヶ尻 4236 番地	事業系	木くず	100.0 t /年	○破碎、チップ化	● 町が認めた事業者

3 他市町村等で処理又は資源化できないゴミを処理する施設

(1) 資源循環工場内の資源化等施設

施設名・所在地	受入のできる一般廃棄物	資源化方法	処理予定量 (t /年)		
			委託	許可	合計
オリックス資源循環(株) 寄居工場 寄居町大字三ヶ山 313 番地	彩の国資源循環工場 (再資源化施設) 運営協定で定めるもののうち、町で認めたもの	サーマルリサイクル	35,953	10,869	46,822
オリックス資源循環(株) 寄居バイオガスプラント 寄居町大字西ノ入 3050 番地 23		乾式メタン発酵バイオガス発電施設	13,876	3,932	17,808
(株)エコ計画 寄居町大字三ヶ山 262 番地		総合リサイクル	7,324	12	7,336
(株)環境サービス 寄居町大字三ヶ山 363 番地 1		ORPF 製造リサイクル	0	0	0
(株)ウム・ヴェルト・ジャパン 寄居町大字三ヶ山 330 番地 1		蛍光管リサイクル	344	0	344
(株)アイル・クリーンテック 寄居町大字三ヶ山 328 番地		生ゴミ・食品リサイクル	307	10,377	10,684
ツネイシカムテックス埼玉(株) 寄居町大字三ヶ山 250 番地 1		焼却灰リサイクル	107,258	1,046	108,304
よりのコンポスト(株) 寄居町大字三ヶ山 352 番地		汚泥リサイクル	4,654	0	4,654
合計			169,716	26,236	195,952

(2) 資源循環工場内の資源化等施設で処理又は資源化をする市町村等

委託による場合は、市町村等が寄居町に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イに規定する通知を受け付けた市町村等、排出事業者又は収集運搬業許可業者等の一般廃棄物の処分先とする場合は、寄居町との協議をし寄居町が承諾の回答をした市町村等とする。

(3) 受入条件

市町村等からの委託又は収集運搬許可業者等 (市町村等が処分先と指定した場合に限る。) が、

- 資源循環工場内の資源化等施設で処理又は資源化する場合は、次の場合に認めるものとする。
- ア 排出元市町村の処理施設(以下「処理施設」という。)で、保守・点検や修繕等により一定期間処理することができない一般廃棄物を処理したい場合
 - イ 処理施設の老朽化等による処理能力の低下に伴い処理することができない一般廃棄物を処理する場合
 - ウ 処理施設の建て替え期間中(計画・検討期間を含む。)に処理することができない一般廃棄物を処理する場合
 - エ 年末年始等の処理施設の長期休業期間中に処理することができない一般廃棄物を処理する場合
 - オ 長期休業明けの多量の一般廃棄物を処理する場合
 - カ 市町村のリサイクルの推進により処理する場合
 - キ 食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者が食品廃棄物等のうち有用な食品循環資源を、食品リサイクル法第11条第1項の登録を受けた登録再生事業者へ運搬し処理する場合
 - ク 排出元市町村の区域内において、処理することが困難な一般廃棄物を処理する場合

4 一般廃棄物の処理手数料

可燃ごみを処理する場合の手数料は、大里広域市町村圏組合廃棄物処理手数料徴収条例(平成13年大里広域市町村圏組合条例第9号)第2条に規定するとおりとする。ただし、第5・2・(2)・イの資源循環工場内の資源化等施設において、組合施設で手数料を徴収していない不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ及び処理できないごみ並びに事業系ごみのうち資源循環工場内の資源化等施設で資源ごみとして取り扱うごみについては、この限りでない。

5 一般廃棄物処分量

(1) 処分量許可業者

No.	処分量業者名	所在地	一般廃棄物の種類
1	オリックス資源循環(株)	寄居町大字三ヶ山313番地	○生活系ごみ(処理できないごみ) 建築廃棄物(自己解体ごみ)、多量ごみ、その他のごみ ○事業系ごみ(資源ごみ) 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物の死体、焼却灰、ばいじん、汚泥
		寄居町大字西ノ入3050番地23	○生活系ごみ(処理できないごみ) 多量ごみ(紙くず、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、汚泥に限る。) ○事業系ごみ(資源ごみ) 紙くず、木くず、動植物性残さ、食品循環資源、動物の死体、汚泥
2	(株)エコ計画	寄居町大字三ヶ山262番地	○生活系ごみ(処理できないごみ) 建築廃棄物(自己解体ごみ)、多量ごみ、在宅医療廃棄物、その他のごみ ○事業系ごみ(可燃ごみ) 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ ○事業系ごみ(資源ごみ) 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、汚泥 ○医療廃棄物
3	(株)環境サービス	寄居町大字三ヶ山363番地1	○事業系ごみ(資源ごみ) 紙くず、木くず
4	(株)ウム・ヴェルト・ジャパン	寄居町大字三ヶ山330番地1	○生活系ごみ(処理できないごみ) その他のごみ(廃蛍光管)
5	(株)アイル・クリーンテック	寄居町大字三ヶ山328番地	○事業系ごみ(資源ごみ) 木くず、動植物性残さ、食品循環資源
6	ツネイシカムテックス(株)	寄居町大字三ヶ山250番地1	○事業系ごみ(資源ごみ) 焼却灰、ばいじん
7	よりいコンポスト(株)	寄居町大字三ヶ山352番地	○事業系ごみ(資源ごみ) 動植物性残さ、汚泥

(2) 処分業の許可方針

彩の国資源循環工場区域内において、法第8条で規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可又は法第15条の2の5で規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例を受けた者に限り、必要に応じて許可をするものとする。

第6 最終処分計画

大里広域市町村圏組合一般廃棄物処理計画による。

第2編 生活排水処理実施計画

第1 基本的事項

1 生活排水処理形態別推計人口 (単位：人)

項目		令和7年度
行政区域内人口		31,376
公共下水道		8,031
農業集落排水事業		1,962
浄化槽	合併処理浄化槽	14,556
	単独処理浄化槽	5,911
し尿汲み取り		1,075

2 処理主体

区分	処理主体
公共下水道	町・県
農業集落排水	町
浄化槽	管理者
し尿汲み取り	町

3 し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画量 (単位：kℓ)

区分	計画処理量
し尿	1,400
浄化槽汚泥	14,500
農業集落排水汚泥	

第2 収集運搬計画

種類	実施主体		収集方法・回数
し尿	委託	川北地区（用土地区を除く） 1社：益榮商事(株)	戸別収集・随時
		川南地区 1社：寄居衛生(有) 用土地区 1社：(株)ロビン	
浄化槽汚泥	許可	寄居町全域 2社：益榮商事(株)、(株)ロビン	随時
農業集落排水汚泥	許可	寄居町全域 2社：益榮商事(株)、(株)ロビン	

第3 中間処理計画

し尿処理施設

施設名	所在地	搬入区分	処理方式	処理能力
汚泥再生処理センター	寄居町大字赤浜 517番地	し尿、浄化槽汚泥、 農業集落排水汚泥	浄化槽汚泥混入比率の高い脱 窒素処理方式＋高度処理	83kℓ/日

第4 最終処分（資源化）計画

種類	施設名	所在地	年間処理予定量
脱水汚泥	(株)エコ計画	寄居町大字三ヶ山 262 番地	650t
	オリックス資源循環(株)	寄居町大字三ヶ山 313 番地	30t
夾雑物（し渣）	オリックス資源循環(株)	寄居町大字三ヶ山 313 番地	6t
	(株)エコ計画	寄居町大字三ヶ山 262 番地	1t

第5 町民及び事業者に対する広報・啓発活動

1 公共下水道の普及促進

公共下水道供用開始区域に残存する汲み取り世帯や浄化槽設置世帯に対しては、広報活動により公共下水道への切り替えを促進する。

2 合併処理浄化槽の普及促進

埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域内の汲み取り世帯や単独処理浄化槽設置世帯に対して、浄化槽設置整備事業補助金制度の周知を図るなど、合併処理浄化槽への転換を促進する。

平成29年度から開始された公設浄化槽事業（浄化槽市町村整備型）の整備区域内の世帯に対しては、戸別訪問等により事業の周知を図るとともに、参加を希望する世帯に対して公設浄化槽設置工事を実施し、合併処理浄化槽への転換を推進する。

あわせて、処理水の安定した水質を確保するため、浄化槽管理の重要性についての定期的な広報活動を実施する。

3 農業集落排水の普及促進

農業集落排水整備区域に残存する汲み取り世帯や浄化槽設置世帯に対しては、広報活動により農業集落排水への切り替えを促進する。

寄居町一般廃棄物処理実施計画

令和8年4月

編集・発行 寄居町

〒369-1292

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

TEL 048-581-2121